

お知らせ（器）018

平成 29 年 11 月 30 日

特定器材マスターの改定について

今般、平成 29 年 11 月 30 日付け厚生労働省告示第 347 号に基づき、下記のとおり特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するコードの適用年月日は、平成 29 年 12 月 1 日であることから、平成 29 年 11 月診療分以前の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

また、内容については別紙をご確認ください。

記

- 1 新規特定器材コードの設定（変更区分「3」：4コード）
- 2 特定器材名称の変更（変更区分「5」：1コード）

別紙_特定器材マスター登録内容の一部変更（平成29.12.1適用）

別表番号	区分番号	特定器材コード	特定器材名・規格名	金額種別	金額	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
2	133	710011022	P T Aバルーンカテーテル（再狭窄抑制型）	1	170,000	3		新設		
2	194	710011023	人工椎間板	1	296,000	3		新設		
2	195	710011024	体表面用電場電極	1	35,200	3		新設		
6	58	710010792	C A D / C A M冠用材料（1）			5	特定器材名・規格名	C A D / C A M冠用材料（1）	C A D / C A M冠用材料	
6	58	710011025	C A D / C A M冠用材料（2）	1	5,230	3		新設		